

14 防衛省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1420010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	航空機騒音緩衝地域の土地について、市町村の無償自由使用を可として有効活用するための規制緩和	都道府県	宮城県
		提案事項管理番号	1026010
提案主体名	東松島市		

制度の所管・関係府省庁	財務省 防衛省
該当法令等	国有財産法第18条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第11条
制度の現状	周辺財産については、国有財産法、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、当該財産の用途又は目的を妨げない限度において、地方公共団体に対しては、無償使用許可を行っている。

求める措置の具体的内容	<p>防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条及び同法法律施行令第11条に基づく、地方公共団体に「無償で使用させることができる」土地の用途について、現行では「①広場、②花壇、③種苗を育成するための施設、④駐車場、⑤消防に関する施設、⑥公共用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するための施設」に限定されているが、施行令第11条に定める施設の指定を緩和し、市町村の裁量に応じた自由使用とするように願いたい。</p> <p>また、「国有財産法」、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について(通達)」による、使用許可期間等の制限についても規制緩和を願いたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>・当該土地は、航空機騒音の緩衝地帯として、必要不可欠であるが、使用用途が制限されているため、土地の有効活用の選択肢が非常に狭くなっている。また、民間から国が買入れる土地は年々増加しており、当該土地の固定資産税は減少しているが、固定資産税の代替的性格を有するとされている「国有提供施設等所在市町村助成交付金」は年々、減額されており、基地所在市町村の財政を圧迫している。</p> <p>・国にとっても、緑地帯の除草作業ほかの維持管理コストとして、松島基地周辺だけでも年間約1,000万円の財政支出を余儀なくされている。</p> <p>・土地の使用については、法の趣旨に基づく緩衝地帯としての機能を妨げない「スポーツ施設」や、将来的には「農業生産施設」としての活用など、市町村の裁量により自由に使用できるとし、限りある国土の有効利用と維持管理コストの削減、基地周辺住民に対する民生安定など相乗的な効果が期待できる制度に改善されるよう提案する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。)5条第2項の規定により買入れた土地については、国の行政目的を遂行するための物的手段であり、国有の公物である行政財産として、その用途又は目的に従って適正に管理しなければならない。</p> <p>このことから、当該土地について、その用途又は目的に逸脱するような形で、地方公共団体に対し自由使用させることは、制度上許容されていない。</p> <p>他方、当該土地は、国有財産法(昭和23年法律第73号)及び同法の特例規定である環境整備法第7条の規定に基づき、</p>				

その用途又は目的を妨げない限度において、地方公共団体に対し、無償で使用させることができることになっていることから、今後、提案主体からの個別具体的な提案内容を踏まえ、無償使用の可否について検討することとしている。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度無償自由使用について検討するとともに、現行規定で無償使用ができる施設については、どのような基準によって使用可能としているのか、具体的に示されたい。

また、上記無償使用ができる施設について、民間活力の導入による施設整備や指定管理者制度の活用による維持管理を行うことが可能か回答されたい。

あわせて、市町村の要望に基づき、国が緩衝地帯において施設等を整備することについて検討されたい。

提案主体からの意見

当該地は、本来、法令に基づき、国が整備や適正な維持管理を行うよう定められている土地であるが、緑地帯その他の緩衝地帯としての整備は進んでおらず、除草等の維持管理も不十分で荒地化している現状にある。

特区として規制緩和の特例措置を講じることにより、民間活力の導入による整備や指定管理的な維持管理推進の可能性が高くなるものと考えられるが、特区等の規制緩和措置が講じられないのであれば、国による緑地帯等の緩衝地帯の整備を推進願いたい。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

—

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。)第5条第2項の規定により買入れた土地については、人の居住に適さない程度の騒音がある第2種区域に、新規に住宅が建設されることによる新たな騒音障害の発生を未然に防止するとともに、飛行場等の防衛施設と市民生活の場とを隔離し、緩衝地帯化することを目的とした行政財産であり、現下の国の厳しい財政事情の下、環境整備法第6条の規定に基づき、緑地帯その他の緩衝地帯としての整備に努めているところであるが、今後とも引き続き、関係地方公共団体からの要望等を踏まえつつ、当該整備を推進することとしたい。

他方、当該土地については、その用途又は目的を逸脱するような形で、地方公共団体に対し自由使用させることは、制度上許容されていないが、国有財産法(昭和23年法律第73号)及び同法の特例規定である環境整備法第7条の規定に基づき、その用途又は目的を妨げない限度において、地方公共団体に対し、無償で使用させることができることになっている。

国においては、当該土地の積極的利活用を図る観点から、これまでの植栽を中心とした緑地帯の整備に加え、公園、広場等の整備に係る関係地方公共団体からの要望を踏まえ、敷地造成、芝張り等の整備(公園的施設の整備)を実施した後、関係地方公共団体に対し、無償で使用許可を行っているところである。

国としては、今後とも引き続き、当該土地の整備等に係る提案主体からの個別具体的な要望を踏まえ、適切に対応することとしたい。